

蒲郡市モニター広告設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市モニター広告（以下「モニター広告」という。）の設置に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてモニター広告とは、民間企業等の広告をする目的で蒲郡市役所庁舎内又は市が管理する公共施設内に設置するモニターによって放映される動画又は静止画の広告をいう。

(広告の内容)

第3条 モニター広告は、要綱第3条に定めるもののほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの

イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は、誘発するおそれのあるもの

ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は、引き合いにしたもの

エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は、不快な印象を与えるもの

オ 表現が誇大で事実と異なるもの

カ 広告内容が市役所来庁者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市の業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告主)

第4条 モニター広告として放映する広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、市内に活動拠点を持つ法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(設置場所)

第5条 モニター広告は、蒲郡市役所庁舎内又は市が管理する公共施設内のうち別に市長が指定する場所に設置するものとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて広告設置者（広告主を募集し、当該広告主に係る広告を放映するものをいう。以下同じ。）が負担するものとする。

（設置期間）

第6条 モニター広告の設置期間は5年間とする。ただし、市長は、広告設置者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

（広告設置者の募集方法）

第7条 市長は、広告設置者の募集を市ホームページ等により行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び広告設置者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項を定める。

（モニター広告設置の申込み）

第8条 モニター広告を設置しようとするものは、前条第2項において定める募集要項に基づき、モニター広告設置申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告設置者の審査）

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づき広告設置者を選定するものとする。

2 審査委員会は、提出された書類等に基づき、モニター広告の実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（掲載料）等を総合的に評価するものとする。

3 市長は、モニター広告の申込みをしたものに対し、第1項の審査の結果を、モニター広告許可・不許可内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（行政財産の使用許可）

第10条 前条の規定によりモニター広告の内定を受けたものは、蒲郡市行政財産使用料条例（平成5年蒲郡市条例第1号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受け、所定の使用料を納付しなければならない。

（広告掲載料）

第11条 広告設置者は、市との間で締結する協定において定める広告掲載料を納付しなければならない。

（広告主の募集及び放映の決定）

第12条 広告設置者は、広告主の募集にあたり自らが広告主の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 広告設置者は、モニター広告で広告を放映しようとするときは、事前にモニター広告放映申込書（第3号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査委員会において広告内容等の審査を行い、広告放映の可否を決定するものとする。

4 市長は、広告設置者に対し、前項の審査の結果及び付帯条件等を、モニター広告放映決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（広告内容の変更又は取消し）

第13条 市長は、前条の規定により放映を決定したモニター広告について、必要に応じて審査委員会において審査を行い、当該審査の結果により、当該モニター広告の内容の変更を求め、又は放映の決定を取り消すことができる。

（モニター広告の広告放映上の注意事項）

第14条 広告設置者は、放映枠の中で市政情報を放映しなければならない。

（問題発生時の対応）

第15条 広告設置者は、モニター広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（中止）

第16条 市長は、当該モニター広告の内容が不相当と認めるときは、モニター広告の設置を中止することができる。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、モニター広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

モニター広告設置申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

名称

代表者氏名

蒲郡市が募集するモニター広告設置について、関係書類を添えて申し込みます。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 本年度及び前年度の モニター広告設置の 実績 | |
| 広告掲載料（1,000円以上で、1,000円単位の額を提示して下さい。） | 月額 円 |
| 広告主の募集方法 | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号及びFAX | |
| 提出書類 | 1 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書。いずれも提出期限前3か月以内のもの） 2 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前3か月以内のもの） 3 事業者概要 4 モニターの仕様及び構成、設置条件等の分かる書類 |
| その他 | 申込みに当たっては、 蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準及び蒲郡市モニター広告設置要領の内容を遵守します。 |

第2号様式（第9条関係）

モニター広告設置許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



年 月 日付で申込みのありましたモニター広告設置申し込みについて、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

| | |
|------|-------------------------------------|
| 決定区分 | <input type="checkbox"/> 許可します。 |
| | <input type="checkbox"/> 許可しません。 |
| 提出書類 | 蒲郡市行政財産使用料条例に基づき、行政財産の使用許可を受けてください。 |

第3号様式（第12条関係）

モニター広告放映申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

(広告設置者)

所在地

名称

代表者氏名

蒲郡市モニター広告設置取扱要領第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 広告申込者

| 所在地 | 名称 | 申込み期間 |
|-----|----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 添付書類 広告案

3 その他

(1) 上記の全ての申込者は、蒲郡市広告掲載基準第3条に規定する業種又は事業者には該当しません。また、蒲郡市の市税等の納税状況を市が確認することに同意しています。

(2) 広告設置者の担当者及び連絡先

担当者：

連絡先：

第4号様式（第12条関係）

モニター広告放映決定通知書

年 月 日

(広告設置者)

様

蒲郡市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の放映について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

| 広告申込者の名称 | 可否の別 | 備考 |
|----------|------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 付帯条件等